

水道料金表

料金は、次の表により算定した基本料金と超過料金の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

種別	用途	基本料金 (1月につき)		超過料金 (1月1立方メートルにつき)	
		水量	料金	水量	料金
専用給水装置	家事用	8立方メートルまで	1,570円	9から20立方メートルまで	215円
				21から35立方メートルまで	275円
				36から50立方メートルまで	305円
				51立方メートル以上	325円
	団体用 営業用	10立方メートルまで	2,670円	11から30立方メートルまで	315円
				31から50立方メートルまで	345円
				51から100立方メートルまで	375円
				101立方メートル以上	395円
	浴場 営業用	100立方メートルまで	21,000円	101立方メートル以上	120円
	臨時用	1立方メートルにつき	515円		
	その他用	10立方メートルまで	2,670円	11から30立方メートルまで	315円
				31から50立方メートルまで	345円
				51から100立方メートルまで	375円
101立方メートル以上				395円	
私設 消火栓	演習用	1基1回10分間ごと	2,670円		
連合専用 給水装置	連合専用	全戸数が家庭用の場合は、使用水量各戸が平均に使用したものとみなし、家事用で算定する。ただし、雑居ビル等は家事用の戸数で除し、1戸平均が25立方メートルまで使用した場合は家事用で、25立方メートルを超える水量については営業用で徴収する。なお、空き家が生じても戸数とみなす。			

ア 家事用とは、専ら家庭用水として日常生活の用途に水道を使用する場合をいう。

イ 営業用とは、営業又は営業に付随する用途に水道を使用する場合をいう。

ウ 団体用とは、官公署、学校、公共団体及びこれらに準ずる用途に水道を使用する場合をいう。

エ 浴場営業用とは、一般公衆浴場営業の用途に水道を使用する場合をいう。

オ 臨時用とは、工事、興行、売店等短期間臨時用に水道を使用する場合をいう。

カ その他用とは、家事用、営業用、団体用、浴場営業用又は臨時用以外の用途に水道を使用する場合をいう。

キ 連合専用とは、共同住宅等、2戸(世帯)以上で市が設置した量水器のみで計量、集金する場合で、連合専用給水装置の届出を行った場合をいう。

※ この料金表は、令和8年4月分料金から令和9年3月分料金まで適用されます。

下水道使用料 料金表

使用料の額は、毎使用月（その始期及び終期は、規程で定める。）において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表により算定した基本使用料と超過使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

基本使用料	超過使用料（1立方メートルにつき）	
	汚水量	金額
300 円	1立方メートルから 20 立方メートルまで	60 円
	21 立方メートルから 30 立方メートルまで	100 円
	31 立方メートルから 50 立方メートルまで	145 円
	51 立方メートル以上	160 円

※ この料金表は、令和6年4月分料金から適用されます。

[料金等に関するお問い合わせ](#)

豊見城市上下水道料金窓口

TEL 098-850-0026